

参考資料1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表

番号	項目名	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否	原水40項目		
1	一般細菌	100/mL以下	概ね1月に1回以上	不可	不可	●		
2	大腸菌	検出されないこと				●		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				●		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				●		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				●		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				●		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				●		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下				不可	不可	●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				●		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				注3の通り	●	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	注3の通り。(海水を原水とする場合不可。)	●				
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注5の通り	●		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				●		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				●		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				●		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				●		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				●		
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下				注2の通り	注6の通り	●
21	ベンゼン	0.01mg/L以下				注1の通り	注5の通り	●
22	塩素酸	0.6mg/L以下				不可	注3の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	—
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下						—
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	—					
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—					
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	—					
27	臭素酸	0.01mg/L以下	—					
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—					
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—					
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	不可	—				
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	—					
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	注1の通り	注4の通り	●			
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			●			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			●			
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			●			
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			●			
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			注3の通り	●		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	●					
39	塩化物イオン	200mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	●		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●		
41	蒸発残留物	500mg/L以下				●		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				●		
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	●		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				●		
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●		
46	フェノール類	0.005mg/L以下				●		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	●		
48	pH値	5.8以上~8.6以下				●		
49	味	異常でないこと				—		
50	臭気	異常でないこと				●		
51	色度	5度以下				●		
52	濁度	2度以下				●		

- 注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注2 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注6 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。